

埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）と記入前問診票について

1 はじめに

「埼玉県就学前におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）（様式2）」（以下、生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）は食物アレルギーの診療を受けている主治医に依頼してください。発行に際しては、病状を把握する必要があるため、初診時には記載できないことがあります。また、食物アレルギーは自然寛解することが多いため、毎年見直す必要があるとされています。

2 生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の提出が必要な方

幼稚園、保育所等の生活において、「何らかの配慮」を必要とする場合に提出します。食物アレルギーのために除去食、弁当持参が必要、発症時の緊急対応が必要な場合などが代表的な理由です。

3 生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の発行料金

診断書と同じ扱いになります。文書料は自費となり健康保険や乳幼児医療費助成制度の対象外であり、料金は医療機関により異なります。

4 記入前問診票記入方法

生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の発行を希望される場合には、保護者の方が記入前問診票（様式1）に事前に記載し、医療機関へ提出し発行を依頼します。

生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）は記入前問診票を元に医師と相談しながら作成しますので、記入前問診票は誤りがないよう、十分注意して記入し、不明な場合には確認してから再提出してください。

a. 食物アレルギー・アナフィラキシー病型について

過去にアナフィラキシーの既往がある場合には、「あり」を選択してください。アナフィラキシーとは「複数の臓器にわたり重篤な症状がみられた」場合を意味します。じんま疹だけがみられるものは含まれません。

b. 現在の摂取状況について

それぞれの食物について、自宅での摂取状況をそれぞれ記入してください。「制限なく」というのは集団生活で配膳される量や形態を十分食べられるということを意味します。なんらかの制限をしている場合には△とし、食べている範囲を「摂取状況」の欄に記入してください。

- | |
|------------------------------------------|
| ◎ 制限なく食べている
△ ある程度食べている
× 全く食べていない |
|------------------------------------------|

△、×を記入した食品については、除去している理由①～④について、当てはまるものをすべて「根拠」の欄に記入してください。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①明らかな症状の既往……………原因食物の摂取により、明らかなアレルギー症状がみられた
②食物負荷試験陽性……………食物負荷試験により症状が誘発された
③IgE 抗体等検査結果陽性……血液検査や皮膚テストなどのアレルギー検査が陽性である
④未摂取……………まだ摂取したことがない |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※③④のみで除去している場合には早期に摂取の可否を検討することが望ましいとされています。

c. 緊急時に備えた処方薬

幼稚園、保育所等で症状がみられた場合に、何らかの医療行為を依頼する場合にはそれを記入してください。

d. 幼稚園、保育所等からの緊急受診先

アナフィラキシーの既往がある、またはエピペン®を所持している場合には、幼稚園、保育所等から救急車ですぐに受診できる医療機関を記入する必要があります。発行する医療機関が対応できない場合には、事前に救急対応が可能な医療機関を紹介受診し、あらかじめ緊急時の受診を依頼しておく必要があります。

5 幼稚園、保育所等での除去食対応について

生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）を元に、幼稚園、保育所等と実際の給食について相談し決定します。自宅で食べられる加工品があっても、個別対応すると作業が煩雑となり、かえって事故の危険性が高まります。このため集団生活では「完全除去を基本」として作業を単純化し、安全性を担保する、とされています。また、自宅で解除となった場合でも、運動や体調により症状が誘発されることがあるため、自宅で十分な期間安全に摂取できることを確認してから集団生活でも解除する必要があります。その際には診断書の提出は不要で、保護者が「アレルギー除去食解除届書」（様式3）を幼稚園、保育所等へ提出することにより、解除となります。

6 生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）の記載内容について

この生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）に記載された内容については、幼稚園や保育所等における日常の食物アレルギーやアナフィラキシーへの取組や緊急時の対応に活用するため、アレルギー疾患対応に係る関係者全体で共有することに同意をいただきますようお願いします。

◎乳児期に発症した食物アレルギーの多くは成長とともに治癒すると考えられています。これを機にアレルギー専門医と相談し、本当にその除去が必要か再検討しましょう。それがお子さんの豊かな食生活と楽しい社会生活につながります。

<作成>

さいたま市民医療センター 小児科 科長

埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会委員

西本 創

さいたま市市民医療センター 小児科アレルギーエドゥケーター

森茂 亮一